

資料3

マイナ保険証の現状と今後について



マイナ保険証の利用実績(令和7年3月)

(都道府県別の医療機関・薬局での利用)

(厚生労働省HPより)

(上位5県)

	令和7年3月		令和6年10月	
1	富山	36.72%	富山	23.59%
2	福井	36.35%	島根	21.71%
3	島根	34.93%	福井	21.63%
4	新潟	34.53%	石川	21.40%
5	石川	33.42%	新潟	20.99%

(下位5県)

	令和7年3月		令和6年10月	
1	沖縄	15.90%	沖縄	7.43%
2	和歌山	21.15%	和歌山	11.22%
3	愛媛	21.61%	愛媛	12.56%
4	長野	24.05%	宮城	13.76%
5	高知	24.28%	愛知	13.92%

全国平均 27.26%

※利用率 = マイナ保険証利用件数÷オンライン資格確認利用件数

令和 7 年12月 2 日より 現在お持ちの健康保険証は
使用することができなくなります



Q : 現在持っている健康保険証はどうしたらいいですか？

A : 令和7年12月2日以降、健康保険証として使用することができなくなるため
ご自身で破棄していただいて結構です。なお、令和7年12月1日までに退職等
で資格を喪失する場合は、事業所にご返却をお願いします。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナ保険証をお持ちでない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書には最大5年間の有効期限があり、1年単位で設定します。例えば令和6年12月2日から令和7年11月30日までに発行された有効期限は一律令和11年11月30日までとなります。それ以降については、12月1日を起点として翌年11月30日までに発行した資格確認書の有効期限は、作成年の12月1日から5年後の11月30日を設定します。



資格確認書の発行は以下のとおりです。

【新規加入者】

- **令和6年12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行。

【既存加入者】

- **令和7年12月1日までに**、マイナ保険証をお持ちでない加入者に発行。

既存加入者への資格確認書の一括発行について

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証をお持ちでない加入者※に対しては、協会けんぽから資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに交付する必要があります。

以上のことから、令和6年11月30日までに加入した者のうち、マイナ保険証をお持ちでない加入者に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

Q : マイナ保険証をお持ちでない加入者とは？

A : ☐ マイナンバーカードを持っていない。
☐ 協会けんぽにマイナンバーを提出していない。
☐ 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関を受診することができない。
☐ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている。

送付の対象者及び時期等について

送付対象者	令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年4月30日時点で <u>マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1.2千万人）</u> <u>（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当）</u>
送付時期	令和7年7月～令和7年10月（福井支部の送付は10月）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

資格確認書に係る送付物

個人宛送付用

機密性2

〒123-4567
〇〇県〇〇市〇〇
1-2-3 〇〇マンション401

〇〇 〇〇 様

作成年月日 令和7年5月14日
お問い合わせ番号 272-21123000

総枚数 1枚 (1 / 1)

〒770-8541
徳島市八百屋町2-1-1
ニッセイ徳島ビル 7階
全国健康保険協会 徳島支部
085-602-0256

交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡しください。

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和 7年 5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00

氏名 〇〇 様
生年月日 昭和 28年 1月 11日
性別 男
資格取得年月日 令和 7年 5月 13日
有効期限 令和 10年 1月 10日

保険者番号 〇1360015
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoikakenpo.or.jp> 照会/印刷

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和 7年 5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00

氏名 〇〇 様
生年月日 昭和 28年 1月 11日
性別 男
資格取得年月日 令和 7年 5月 13日
有効期限 令和 10年 1月 10日

保険者番号 〇1360015
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoikakenpo.or.jp> 照会/印刷

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和 7年 5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00

氏名 〇〇 様
生年月日 昭和 28年 1月 11日
性別 男
資格取得年月日 令和 7年 5月 13日
有効期限 令和 10年 1月 10日

保険者番号 〇1360015
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoikakenpo.or.jp> 照会/印刷

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用登録することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和 7年 5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00

氏名 〇〇 様
生年月日 昭和 28年 1月 11日
性別 男
資格取得年月日 令和 7年 5月 13日
有効期限 令和 10年 1月 10日

保険者番号 〇1360015
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoikakenpo.or.jp> 照会/印刷

同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合等に、医療機関等へ資格確認書を持参することで、これまでどおり医療診療を受けることができます。

- ※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことです。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは有効期限が切れてマイナンバーを登録していない
- ※健康保険証の申請書類を提出していない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに入力された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、郵便物に分けてお送りしています。

資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを渡せばいいの？

資格確認書のおにぎりにある交付年月日をご確認ください。新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にて返却ください。

今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以後は健康保険証として使用することができなくなるため、ご返却でお願いいたします。

なお、令和7年12月1日までに返却等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事務局にて返却ください。（返却後のことになり、事務局が返却により返却記録の資格を喪失する場合は、1週間以内の返却を要請いたします）併せて当協会にご返却ください。

資格確認書が届いた時点で当協会に入力されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却に際しては資格確認書は使用できないため、速やかに返却します。同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。

全国健康保険協会
ホームページ <https://www.kyoikakenpo.or.jp> 照会/印刷

【個人情報保護シール】

注意表示保護シール このシールは、医療機関等を受診する際に貼付し、本人の同意を得た上で使用することができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。	注意表示保護シール このシールは、医療機関等を受診する際に貼付し、本人の同意を得た上で使用することができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。
注意表示保護シール このシールは、医療機関等を受診する際に貼付し、本人の同意を得た上で使用することができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。	注意表示保護シール このシールは、医療機関等を受診する際に貼付し、本人の同意を得た上で使用することができます。 このシールは、一度はがすと再貼付できません。

【返信用封筒】

100-8782

4812

155

日本郵便株式会社
全国健康保険協会
資格確認書事務局
行

〒770-8541
徳島市八百屋町2丁目1-1
ニッセイ徳島ビル 7階

発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出						
				対象者一覧 発送				
				個人宛に発送 7月～10月（予定）				
					未着後 事業所発送 1ヵ月毎			

- 送付予定対象者一覧表の送付
- 送付対象者を事前にお知らせするため、事業所に対し一覧表を送付します。

マイナンバーカードに関する有効期限について

- マイナンバーカードには、①発行時から10年（未成年者は5年）のカード本体の有効期限と、②発行時から5年の電子証明書の有効期限の2種類が設定されている。
- マイナ保険証の利用に当たっては、マイナンバーカードの電子証明書を用いて本人認証を行っているため、電子証明書を期限内に適切に更新していただく必要がある。
電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証としてだけでなく、マイナポータルを通じた電子申請や、コンビニ交付等の各種手続きも利用ができなくなる。
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、医療保険の資格の付与とは別に定められているものであり、電子証明書の有効期限切れとともに、医療保険の資格自体が喪失するものではない。
- 電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が送付されるので、住所地の市区町村窓口で更新の手続きをお願いします。